

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社西脇産業
代表者及び住所 京都府木津川市加茂町美浪柵5
代表取締役 北 健之助
2. 指名停止措置期間 : 令和6年1月19日から令和6年2月18日まで(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社西脇産業は、令和2年8月に設置した宇治田原営業所を、建設工事の契約締結を行う営業所とする委任状を提出し、宇治田原町の入札参加資格(令和4・5年度分)を取得して建設業の営業を行っていたにもかかわらず、営業所新設から30日以内に変更届出書を提出しなかった。このことが、建設業法第11条第1項に違反し、同法第28条第1項の規定により、令和5年11月24日に京都府から指示処分を受けた。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社西脇産業が建設業許可部局より指示処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)

〇問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 磯川 健一 (内線 2512)